

| 基本目標① 循環型社会の構築 |   |   |
|----------------|---|---|
| 施策テーマ          | 施策の進捗状況   | 課題と見直しの方向性  |
| 1<br>廃棄物の発生抑制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平成 21 年度の家庭ごみ処理有料化等を契機に、ごみの減量・分別啓発指導（住民説明会・出前講座等）を強化した結果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系ごみの総量及び家庭系資源物排出量は減少し続けている。</li> <li>・可燃・不燃ごみ排出量は減少後、微増の状態である。</li> </ul> </li> <li>◇ ごみ分別強化月間中のごみ集積所巡回指導、出前講座、ゴミ通信の発行を実施した。</li> <li>◇ ごみ集積所に排出されたごみ及び資源物は適正・迅速・効率的に収集を実施している。</li> <li>◇ 生ごみ減量のための生ごみ自家処理実践講座等の受講者数が増加しない。</li> <li>◇ 自家処理機器補助申請者数（H26.6 に補助対象品目を追加）が増加しない。</li> <li>◇ ながの環境パートナーシップ会議（以下「P 会議」）「レジ袋使用削減プロジェクトチーム」により                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会、啓発イベントを開催した。</li> <li>・マイバック持参の普及啓発と持参率調査を行った。</li> </ul> </li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 平成 21 年度の家庭ごみ処理有料化と啓発活動により、市民に廃棄物の発生抑制に関する意識は定着していると考えられるが、<b>可燃・不燃ごみ排出量は微増の状況</b>であるため、今まで以上に廃棄物の発生抑制について周知・啓発を行い、市民意識の改善に努める必要がある。</li> <li>2) <b>可燃ごみの約 4 割りを占める生ごみを発生させない意識の高揚を図る</b>ため、「食育」や「地産地消」等推進団体との連携を強化するとともに、住民自治協議会（以下「住自協」）や各支所、教育委員会と連携し、生ごみ減量講座や自家処理機器の購入補助等の各種事業を継続する必要がある。</li> <li>3) 生ごみの自家処理と地域内循環を更に広げるため、モデル地区を設定し、その活動の中から課題を精査し、各地域における地域内循環の傾向と対策を示す必要がある。</li> <li>4) <b>増加し続ける事業系ごみの排出を抑制する</b>ため、従来の多量排出事業者（ごみ排出 50kg/日以上）に対する調査・指導に加え、それ以外の事業者に対しても啓発活動を展開していく必要がある。</li> <li>5) P 会議や住自協が独自に行う生ごみ減量事業を推進するための新たな制度づくりを検討する必要がある。</li> </ol> |
| 2<br>再資源化      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <b>資源回収に対する市民意識の向上から資源回収実施団体数は過去最大</b>となっている。</li> <li>◇ 書籍類の発行減や民間店舗による資源回収等の影響もあり、資源回収量は減少している。</li> <li>◇ し尿処理により発生する脱水汚泥、汚泥焼却灰の有効利用率は平成 20 年度から 100% を達成している。</li> <li>◇ リサイクル可能な放置自転車は自転車組合に売却し、再整備後、リサイクル自転車として毎年 100 台以上を販売している。</li> <li>◇ 廃棄物多量排出事業者への立入調査を実施し、古紙の混入・食品廃棄物の再資源化を啓発・指導した。</li> <li>◇ ごみの分別や適正な排出ルールの徹底のため、住自協と連携した住民説明会や役員対象説明会を実施した。</li> <li>◇ 使用済小型家電の再資源化を促進するため、イベント時の実験的回収と清掃センターでのピックアップ回収を実施した。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市民に「リサイクル」や「リユース」に関する意識は定着していると考えられ、家庭ごみの総量・資源物排出量は減少し続けている。引き続きごみの減量とリサイクル率の向上のため、<b>市民・事業者に対し、出前講座や立入調査等を実施し、よりいっそうの指導・啓発が必要である。</b></li> <li>2) 更なる再資源化の意識定着のため、リサイクルセンターの利用者（特に若年者）増を目指し、講座・イベント等の内容や PR について工夫検討し、情報を広く発信していく必要がある。</li> <li>3) <b>資源回収量の減少の一因として考えられる民間店舗による資源回収の影響を検証する必要</b>がある。</li> </ol>   |
| 3<br>廃棄物の適正処理  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 廃棄物処理業・施設許可事業者に対し監視指導・立入調査を強化した結果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期に不適正処理・不適正保管を発見し、改善指導を行った。</li> <li>・一部改善されない事業者がいる。</li> </ul> </li> <li>◇ パトロールや防止ネット、監視カメラの設置等の不法投棄防止策により、不法投棄回収量は減少傾向である。</li> <li>◇ 老朽化した焼却施設の計画的な維持修繕及び更新を実施し、広域連合による新焼却施設稼働までの延命化を図っている。</li> <li>◇ 平成 30 年度の広域ごみ焼却施設稼働に向け、A 焼却施設予定地と最終処分場予定地の地元と協定書を締結し、B 焼却予定地とは現在協議中である。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 廃棄物処理業者等の事業者に対する指導強化により、一定の成果はあるが、行政処分等に従わない悪質な事業者に対しては、刑事告発を見据え、早期に警察への情報提供を行うなど、連携した対応の強化が必要である。</li> <li>2) <b>不法投棄防止策により回収量は減少傾向にある</b>が、根絶に向け、不法投棄行為者を特定するために引き続き警察等との連携を強化するとともに、<b>土地所有者（管理者）の自らの管理する土地の管理責任への自覚を更に促しながら、不法投棄事案に対処していく。</b></li> <li>3) 公共下水道の普及により、し尿収集世帯及び収集量は減少が見込まれることから、許可地区を委託制へ移行するなど、よりいっそうの効率化と災害時を見据えた安定した収集体制確保を目指す。</li> <li>4) 広域ごみ焼却施設については概ね順調に計画が進んでおり、引き続き地元区と協議をしながら計画を進めていく。</li> </ol>   |

## 第二次長野市環境基本計画の課題と見直しの方向性について

| 基本目標② 良好な生活環境の確保 |  |  |
|------------------|--|--|
| 施策テーマ            | 施策の進捗状況  | 課題と見直しの方向性   |
| 1<br>環境汚染対策      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法等の法令に基づく環境モニタリングを実施し、有害化学物質やアスベスト、ダイオキシン類などの測定結果をホームページで公表している。</li> <li>◇ 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法等により指定されている工場や事業場に対し、立入検査や適正管理・改善のための指導を行っている。</li> <li>◇ 平成 26 年度末の汚水処理人口普及率（下水道等）は 97.0% となり、順調に整備が進んでいる。</li> <li>◇ 合併処理浄化槽を設置する者に補助金を交付し、利用者負担額の軽減によって水洗化を促進している。</li> <li>◇ 合併処理浄化槽等の適正な管理・清掃を推進するために <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置時の審査、設置後の検査を実施している。</li> <li>・浄化槽の管理者に対しての立入検査・指導を実施している。</li> </ul> </li> <li>◇ 個人設置型の補助対象区域が減少したことから補助による設置基数は減少している。</li> </ul>                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市内大気環境基準や中小河川 13 河川の BOD 平均値の目標は達成しており総じて良好であるが、状況に応じて更に監視体制を充実させる必要がある。</li> <li>2) 環境に対する住民意識の高まりとともに環境リスクの不安から、PM2.5 や地下水保全などの対応が必要となっている。</li> <li>3) 公共下水道等の整備については、地域の状況に応じた施行方法の検討や汚水処理方法の見直しを行いながら整備を進めるとともに、耐震化工事や長寿命化工事を実施する。</li> <li>4) 合併処理浄化槽による水質の改善、環境保全のため、対象地域がなくなるまで設置補助事業は継続するべきである。</li> </ol>  |
| 2<br>身近な生活環境の保全  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ごみの野焼き禁止の指導、薪ストーブの適正使用等の啓発により、生活型公害苦情件数は徐々に減少している。</li> <li>◇ 「ポイ捨て禁止条例」の施行やゴミゼロ運動などの環境美化啓発活動により、「捨てられない環境づくり」を推進している。</li> <li>◇ ゴミゼロ運動の参加者数は徐々に増加している。（現在：8.5 万人、5 年前：7 万人）</li> <li>◇ 「ポイ捨て禁止条例」の周知のため、路面シートの貼付、路線バスのラッピング広告、懸垂幕の掲出、ティッシュ配布を実施している。</li> <li>◇ 条例施行後、タバコのポイ捨て本数は減少傾向にあったが、近年増加傾向となっている。</li> <li>◇ ゴミゼロ運動を推進するクリーン長野運動推進本部を始め、各種団体の活動に補助金や負担金を交付している。</li> <li>◇ 光害抑制のため、天体観測等のイベントを定期的で開催しているが、参加者数にバラつきがある。</li> <li>◇ 空き地・空き家の管理に関する相談は増加している。</li> <li>◇ 長野駅善光寺口周辺自転車等整理区域内においても放置自転車が目立つ状況にある。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 環境に対する住民意識の向上が生活型公害苦情等の減少に繋がるため、継続的に指導・啓発活動を行い、更なる減少に努める。</li> <li>2) 環境に対する住民意識の高まりによって、様々な生活型公害への対応が必要となっているため、今後も監視・指導体制の充実を進める。</li> <li>3) ゴミゼロ運動参加者が増加しており、環境美化に対する住民意識の向上が感じられる。</li> <li>4) タバコのポイ捨て本数は減少傾向にあったが、近年増加しているため、啓発内容や周知の方法などの見直しを行い、より効果的な啓発活動を実施していく。</li> <li>5) 光害抑制のため、天体観測等のイベントを定期的で開催しているが、参加者数にバラつきがあるため、幅広く周知し、イベント参加者を増やし、光害に関心を持ってもらう必要がある。</li> <li>6) 空き地・空き家の管理に関する相談は増加しており、所有者への適正管理指導や空き家バンクの紹介・登録など、庁内で連携して適切に対応していく。</li> <li>7) 歩行者の安全と景観を保つため、放置自転車対策（街頭啓発及び自転車撤去）を強化して、積極的な解消に努める必要がある。</li> </ol> |

## 第二次長野市環境基本計画の課題と見直しの方向性について

| 基本目標③ 質の高い自然環境の確保     |   |  |
|-----------------------|---|--|
| 施策テーマ                 | 施策の進捗状況   | 課題と見直しの方向性   |
| 1<br>生物多様性の確保         | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 自然環境保全推進員から、動植物種の生息状況及び地形・湧水等の状況や市内の自然環境の変化等に関する調査結果及び普及啓発のための活動等に関する報告書の提出を毎年 30 件程度（報告数は 400 件程度）受けている。</li> <li>◇ 飯縄高原にふさわしい植生を調査・研究するため、研究者と共同で平成元年から定期的な間伐や遊歩道の整備、植生調査など実験林事業を継続して実施している。</li> <li>◇ ホテルを見かけたことのある市民の割合は横ばいである。</li> <li>◇ 自然環境保全、希少動植物保護などについて、民間団体などと協働して実施している。</li> <li>◇ 飯縄高原の多様な森林景観の提供や自然観察を行うため、大谷地湿原、逆谷地湿原の自然環境の保全・復元、木道の整備している。</li> <li>◇ 地権者から国蝶オオムラサキの繁殖地の寄付を受け、住自協や地元団体と連携して保全活動を実施するためのガイドラインを策定した。</li> <li>◇ 長野市自然環境保全条例、長野市開発指導要綱及び各種行政指導基準に基づき、開発事業者に対し、適切な指導をしている。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 改定「大切にしたい長野市の自然」と自然環境保全推進員からの報告などを利用し、生物多様性の確保に向けた体制の整備が重要と考える。</li> <li>2) 飯綱高原の実験林での結果報告を受け、今後の自然環境保全に活用する。</li> <li>3) 特定外来種対策は、侵入を未然に防ぐ、又は早期に対処することが重要であるため <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来動植物の駆除に対する学習会や講習会等を実施する。</li> <li>・活動に関する支援策を検討し、情報を各種マスメディアを通じて発信していく。</li> </ul> </li> <li>4) 自然環境保全、希少動植物保護などについて、専門知識を有する職員がおらず、外部からのアドバイスにより実施している状況にあるため、より専門知識を有する職員が必要である。</li> <li>5) 希少動植物の保護や生物多様性の確保は、市単独では難しいため、市民団体等と協働して様々な事業を実施・支援し、啓発活動を行うとともに、最適な協働の方法を考える必要がある。</li> <li>6) 大谷地湿原の乾燥化による湿原固有種の減少が進んでいるため、管理・実験など今後の対応を検討する必要がある。</li> </ol> |
| 2<br>森林・農地の保全と農林業の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 各種森林体験事業の参加者は増加しているが、高原学校の一環として実施する森林体験事業の参加者数は減少している。</li> <li>◇ 市・県職員・NPO 等が指導者として下刈り・間伐等の森林整備体験や木工作体験を中心に実施している。</li> <li>◇ 木材を搬出できない急峻な場所もあり、個人での切捨て間伐が困難な場合もあることから、森林の荒廃を防ぐため、国・県で補助対象とならない間伐事業については市単独事業で実施もしくは市独自に補助金を交付している。</li> <li>◇ P 会議において、里山整備やそれに関わる人材の育成を行っている。</li> <li>◇ 森林づくり県民税を活用し、間伐材を用いた木製ベンチ等を市有施設に導入している。</li> <li>◇ 松くい虫被害により枯れた松については迅速に伐採し、薬剤くん蒸処理により被害の拡大を防いでいる。</li> <li>◇ H27 年度に鬼無里地区限定のモデル事業として薪ストーブ・薪ボイラーの購入設置費に対する事業を実施（予定 20 台のところ、申請 5 台）。</li> <li>◇ 「性フェロモン剤」や「生分解性マルチ」の購入に対して補助金を交付し、減農薬・減化学肥料による環境負荷軽減への貢献は果たしている。</li> <li>◇ 指定管理者による「市民農園」の運営・管理により、遊休農地を有効利用し、住民に対してレクリエーションの場を提供するとともに、市内の自然や環境保全が図られている。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 長野市にとって「森林」や「農地」は、地域の自然や景観を形作る極めて重要な要素であるとともに、重要な産業・資源でもある。</li> <li>2) 「産業の維持・活性化」「資源の有効活用」「自然環境・景観の保全」「災害の防止」「人と自然とのふれあい活動の場」など、多岐に渡る観点から、森林・農地の保全及び農林業の活性化に取り組むことが重要である。</li> <li>3) 森林体験事業は参加者が増加し、順調であるが、一過性のものであるため、より関心を持った市民の自発的な参加を促す内容の事業を検討する。</li> <li>4) 森林体験事参加者の増加に伴い、指導者の確保について検討が必要である。</li> <li>5) 地目が農地で現況が森林の土地や現在の間伐対策事業計画外であっても現況が森林である場所など、国・県で補助対象とならない間伐事業について検討が必要である。</li> <li>6) 効率的な間伐を実施するために森林の集約化が必要であるが、山林の境界確認、所有者の確定等事務処理方法の検討が必要である。</li> <li>7) 「性フェロモン剤」や「生分解性マルチ」を利用した減農薬農産物のブランド化の取り組み強化が必要。</li> </ol>                            |

## 第二次長野市環境基本計画の課題と見直しの方向性について

| 基本目標④ 豊かで快適な環境の創造   |   |  |
|---------------------|---|--|
| 施策テーマ               | 施策の進捗状況   | 課題と見直しの方向性   |
| 1<br>身近な緑の<br>保全と創出 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「緑を豊かにする委員会」を開催し、緑を豊かにする計画に基づいて緑化を推進している。</li> <li>◇ 平成38年までに人口1人当たりの公園面積10㎡を目指して整備を進めており、大規模な公園として、平成26年度に篠ノ井中央地区公園を開園した。</li> <li>◇ 市内の都市化が進む中、身近な緑を増やすための記念樹や地域単位の緑化活動を進めるための緑化樹木を配布している。</li> <li>◇ 保存樹木樹林の指定件数、管理補助金交付件数は維持傾向であり、樹木診断・剪定については非常に多くの実施希望が寄せられている。</li> <li>◇ 小学生対象の育種寺子屋や緑育マイスター養成講座は市民ニーズが高く、いずれも応募者が定員を上回るなど、希望者全てを受け入れることが困難になっている。</li> <li>◇ 公園・街路樹管理における地域住民との連携を目的として、公園愛護会・街路樹愛護会を設立し、報奨金を交付している。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「都市のみどり」は、市民が快適に生活するための重要な空間であるとともに、「生物多様性の確保」や「ヒートアイランド対策」の機能、「次世代へ引き継ぐ市民共通の財産」として着目し、引き続き公園の整備や身近な緑の創出・維持管理を推進することが重要である。</li> <li>2) 「長野市緑を豊かにする条例」に基づき緑化を行う者への補助件数は目標に達しているものの、緑化計画届出件数の1割程度の利用率であることから、補助制度のPRを積極的に行うなど、隠れたニーズの掘り起こしを行う必要がある。</li> <li>3) 記念樹引換率の向上と緑化活動を行う行政連絡区を増やすため、周知徹底の必要がある。</li> <li>4) 希望者が多い緑育事業では受け入れ困難な場合もあるため、職員増などの対応策等の見直し・検討が必要である。</li> <li>5) 都市公園の整備促進等により公園・緑地面積が増加し、維持管理費の増加が課題となっているが、管理方法を工夫するなどし、持続的に緑のネットワークを推進する必要がある。</li> <li>6) 公園愛護会構成員の高齢化や人口減少により、公園愛護会を解散する事案が発生しており、活動を継承できる市の支援が必要である。</li> </ol> |
| 2<br>良好な水辺の<br>形成   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 千曲川整備事業や河川改修後の法面の除草や植栽の維持管理などが継続的に発生するが、関係課との調整・協力により、水辺空間の整備効率化を図る準備を進めている。</li> <li>◇ 地下水量の保全を目的として、事業所から地下水揚水量の報告を受理し、地下水揚水量を集計・把握するとともに、市内2箇所地下水位を観測している。</li> <li>◇ 市内の湧水を含む地下水の水質状況を把握するため、地下水の水質測定を実施している。</li> <li>◇ 信濃川を守る協議会に参加・支援し、河川一斉パトロールを実施しているが、近年ごみの回収量は減少傾向である。</li> <li>◇ 雨水貯留施設の設置補助は、公共下水道整備の進捗により減少している。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「良好な水辺」は多くの市民に憩いの場を提供するだけでなく、「生物多様性の確保」の観点からも重要であるため、継続して維持管理を行う必要がある。</li> <li>2) 関係省庁や団体と協同で行う河川パトロールやゴミゼロ運動と連動した市民・事業者による河川清掃等に対する支援を充実させ、良好な水辺環境の維持管理を行う。</li> <li>3) 雨水貯留施設の設置補助は、公共下水道整備の進捗により減少しているが、各種メディアを活用した普及促進や他事業との連携を図り、引き続き普及啓発していく。</li> </ol>  |
| 3<br>良好な街並みの<br>形成  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「長野市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物設置（更新）許可・指導を行うとともに、違反屋外広告物（はり紙・はり札・立看板等）の除却を行っており、違反屋外広告物の除却件数は年々減少傾向にあり、良好な景観形成が図られている。</li> <li>◇ 「街なみ環境整備事業」により、歴史的景観等の保全のために行った電線類地中化及び道路美装化は予定路線をほぼ完了し、新規路線を検討している。</li> <li>◇ 計画していた市施行土地区画整理事業が終了したことから、次の計画を検討中であり、組合施行の土地区画整理事業に対する補助金の交付などを実施している。</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 長野市には歴史的な街並みが各所に見られ、多くの市民がそれを「大切な環境」として認識している。また、これらは重要な観光資源でもあることから、今後も計画的に維持・改善を進めることが必要である。</li> <li>2) 「街なみ環境整備事業」により公共事業としての街並み整備や景観保全是計画的に進められているものの、民有地における景観形成については、更なる市民の意識向上と市民が取り組みやすい環境（制度・情報提供等）を整備することが重要である。</li> </ol>   |

## 第二次長野市環境基本計画の課題と見直しの方向性について

| 基本目標⑤ 豊かで快適な環境の創造  |   |   |
|--------------------|---|---|
| 施策テーマ              | 施策の進捗状況   | 課題と見直しの方向性  |
| 1<br>省エネルギーの推進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平成 21 年度に策定した「長野市地球温暖化対策地域推進計画」を平成 26 年度に改定した。</li> <li>◇ 長野市地球温暖化防止活動推進センターが行う講習会や各種イベント等に補助を行い、温暖化対策の意義や方策に対する理解を深め、省エネ行動などの定着を図っている。</li> <li>◇ 温暖化対策の必要性・具体的な内容やエコドライブに関して、「広報ながの」等各種媒体、関係団体のホームページ等にて情報提供し、普及啓発を実施している。</li> <li>◇ 市有施設にデマンド監視装置を設置することにより、電力使用のピーク抑制と、電力使用量の見える化の効果による節電意識の向上が期待でき、設置施設では年間電力使用量の 5% の削減となった。</li> <li>◇ 平成 29 年度までを防犯灯の LED 化推進期間とし、安心・安全なまちづくりを進めるとともに、二酸化炭素排出量の削減、省エネルギー化を図っている</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市民の省エネに対する意識の高さもあり、これまでの取り組みにより、市民・事業者の日常的な省エネ行動についてはある程度浸透してきた。</li> <li>2) 平成 26 年度に改定した「長野市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、中長期的に積極的な省エネの推進に向けた施策に取り組むためには、関係部局の理解と協力が不可欠であるとともに、着実な実施のための予算確保が必要である。</li> <li>3) 市有施設のエネルギー使用量の削減の徹底を図る必要がある。</li> <li>4) 温室効果ガス削減に効果的な省エネ機器等に対する補助制度等、家庭や事業所における総合的な補助のあり方の検討が必要である。</li> <li>5) デマンド監視装置を設置しても知識がないと有効活用が出来ないため、施設管理者への指導等について検討していく必要がある。</li> </ol>   |
| 2<br>再生可能エネルギーの利活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 太陽光発電システムの普及促進事業補助金の申請件数は、FIT の買取価格引き下げなどにより減少している。太陽熱利用システム普及促進補助金の申請件数については、一時減少傾向にあったが、回復基調にある。</li> <li>◇ 大規模太陽光発電施設（土地に架台等で設置するもの）について、「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定した。</li> <li>◇ 長野市バイオマスタウン構想推進協議会の活動、連携中枢都市圏構想への位置付け、国からの優先的支援が期待できるバイオマス産業都市の認定を目指す取組などにより、バイオマス利活用の加速化を図っている。</li> <li>◇ 木質バイオマスの利活用として、果樹剪定枝等を燃料として利用するため、農家と薪ストーブユーザーの紹介・斡旋を実施しており、毎年 100 名程度が参加している。</li> <li>◇ 木質ペレットについては、市内の木質ペレット生産体制や、ストーブ・ボイラーによる広域的な消費先の確保といった、一貫したシステムが構築されており、その使用量は順調に増加している。</li> <li>◇ 地域で発生する間伐材等のバイオマス利活用については、中山間地を中心とした薪等の生産、利用システムが構築されつつある。</li> <li>◇ 耕作放棄地におけるソルガム（資源作物）の活用を検討し、子実の食品への利用、茎葉の建材・きのこ培地への活用、それぞれの残渣を用いたメタン発酵によるエネルギー生産といった地域循環をイメージした事業スキームを構築している。また、商品化を視野に入れ、子実の特性を活かした食品コンペティションを行った。</li> <li>◇ 無電化地域の奥裾花自然園に小水力発電設備を設置し、再生可能エネルギーによる安定電源を確保する（平成 29 年度完成予定）。</li> <li>◇ 再生可能エネルギーに関しては、「広報ながの」等各種媒体、関係団体のホームページ等にて情報提供し、普及啓発を実施している。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 機器設置補助事業を中心に太陽光発電システム、太陽熱利用システム、木質バイオマスの導入推進に取り組んできたが、補助交付件数が減少傾向にある太陽光発電補助金に代わる施策の充実を図る必要がある。</li> <li>2) 公共施設等への再生可能エネルギーの導入については、事業性を十分に確認した上で、施設の新設や更新時の積極的な導入を検討することが望ましい。</li> <li>3) 木質バイオマスや中小水力発電など、地域づくりと一体的な事業として進めるべき再生可能エネルギー資源等については、地域特性を踏まえた分析を進めながら、エネルギー地産地消の観点から取り組むことが重要である。</li> <li>4) 木質バイオマスの原料調達から具体的活用方法まで一貫したシステムの検討・市有施設での活用・周辺市町村や民間事業者における利活用を促進するなど普及拡大を図る。</li> <li>5) 長野市バイオマスタウン構想推進協議会の活動、連携中枢都市圏構想への位置付け、バイオマス産業都市の認定を目指す取組などにより、木質バイオマス利活用の加速化を図る。</li> <li>6) 計画中の広域ごみ焼却施設は高効率発電施設であり、余熱利用も計画している。</li> <li>7) 市民出資型の太陽光発電の導入については、再生可能エネルギー固定価格買取制度の買取単価が引き下げられていること等から、事業採算性の面で今後の導入はより困難になると考えられる。</li> <li>8) 公共施設における光熱費削減分を温暖化対策普及資金に充当することは困難と思われることから、経費節減に繋がる再生可能エネルギー、省エネルギー施策を検証し、更なる展開を図っていく。</li> <li>9) 市民出資型の太陽光発電は、買取単価の引き下げにより、事業採算性の面で今後の導入は困難と考えられるため、施策の見直しが必要である。</li> <li>10) 光熱費削減分を温暖化対策普及資金に充当することは困難と思われるため、施策の見直しを含め、施策方針について検討していく必要がある。</li> </ol> |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3 市場原理を活用した<br/>温室効果ガス削減</p> | <p>◇ 保科温泉の木質ペレットボイラーのCO<sub>2</sub>排出削減量のクレジット化について、最終的に国の制度変更により実現しなかったものの、長野市バイオマスタウン構想推進協議会木質バイオマス利活用部会での検討を通じて制度周知を図った。</p> | <p>1) CO<sub>2</sub>排出削減量のクレジット化については、採算性を考えると、現時点での実施は困難である。</p> <p>2) 排出権取引については、市町村単位での取組は難しいものと思われる。</p> |
|---|---|--|

| 基本目標⑥ 市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進   |  |   |
|--|--|---|
| 施策テーマ  | 施策の進捗状況  | 課題と見直しの方向性  |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">1 市民・事業者・行政の協働の仕組みづくり</p> | <p>◇ P会議における環境保全活動への参画者数は概ね目標を達成しているが、近年は活動が低迷しているチームが見られる。</p> <p>◇ ながのエコ・サークル認定事業所数は着実に増加しているが、認定後の調査が遅れ気味である。</p> <p>◇ P会議への負担金やゴミゼロ運動等を行うクリーン長野運動推進本部へ補助金を交付し、協働体制の整備を支えている。</p>                               | <p>1) P会議が中心となり、多方面の主体が協力して複数のプロジェクトを進めているが、活動が低迷化しているチームもあり、今後はこれらのプロジェクトの確実な遂行と、街づくりアンケートやみどりのはがき等、広い視野からの意見や提案を集め、より多くの市民や事業者が参加できる事業を進めることが重要である。</p> <p>2) 特に、環境に関心のない市民、環境対策を実施する余裕のない企業に興味を持ってもらうことが重要であり、いかにして前向きに環境対策に取り組むことができるか、各種支援策や産業や観光の活性化等も含めた総合的な取組みを検討する必要がある。</p> <p>3) 環境保全活動に取り組む市民や事業者等団体と協働して活動を進めるため、P会議等で活動内容やあり方を検討する必要があるとともに、活動内容を更に周知し、環境保全活動を広く進め、持続可能な社会の構築を目指していく。</p> <p>4) ながのエコ・サークル認定後の認定事務所の意識の低下と事業所の取組内容の格差が課題となっている。</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2 環境教育及び環境学習の推進</p>       | <p>◇ 環境学習会の参加人数は学習会の内容によって定員を大幅に超える場合や定員に満たない場合など差が生じている。</p> <p>◇ 義務教育における環境教育の充実を図るための教職員を対象とした研修会（指導者養成事業）は教職員の勤務が多忙等の理由により参加者が減少傾向である。</p> <p>◇ 講演や体験ブースを通して環境に興味をもってもらうとともに、環境活動の成果を発表する環境子どもサミットを開催している。</p> | <p>1) 環境保全には市民一人ひとりの小さな取組みを継続していくことが重要であり、取組みの裾野を拡大するためには環境について考えることが出来る時間・空間が必要である。</p> <p>2) 特に小中学校における環境教育は、将来性並びに地域及び家庭への波及効果等を勘案すると非常に重要であるため、今後も内容を検討しながら計画的に取組む必要がある。</p> <p>3) 義務教育における環境教育の充実を図るための教職員を対象とした研修会（指導者養成事業）は教職員の勤務が多忙等の理由により参加者が減少傾向にあり、教育委員会（教育センター）と連携し、研修会のあり方を検討する必要がある。</p> <p>4) 環境子どもサミットについては、今後のあり方、実施内容・方法等について検討する必要がある。</p>   |